

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会規程

平成19年5月2日
選挙管理委員会告示第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第194条の規定により、兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(委員長の選挙)

第2条 兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）の選挙は、単記無記名投票によるものとし、有効投票の最多数を得た者をもって当選者とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選者を定める。

2 前項の選挙において、兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員（以下「委員」という。）中に異議がないときは、指名推選の方法を用いることができる。

3 委員長が選挙されたときは、委員会は、その住所及び氏名を告示しなければならない。

4 委員長及び第4条に定める委員長代理がともにいないときは、仮委員長が委員長の職務を行うものとする。この場合において、仮委員長は、年長の委員をもってこれに充てる。

(委員長の任期)

第3条 委員長の任期は、委員の任期による。

2 委員長が委員を辞したとき、又は委員長の職を辞したとき、その他委員長が欠けるに至ったときは、速やかに委員長の選挙を行わなければならない。

(委員長の代理)

第4条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(委員及び委員長の退職)

第5条 委員が辞任しようとするときは、辞職願を委員長に提出しなければならない。

2 委員長の辞職願は、委員長の職務を代理する委員に提出しなければならない。

(委員の辞任及び補充の場合の告示)

第6条 委員が辞任したとき、又は委員の欠員を補充したときは、委員会は、その者の住所及び氏名を告示しなければならない。

(委員会の招集)

第7条 委員会招集の通知は、委員に対する告知による。

2 前項の告知は、委員会招集の日時、場所及び議題を記載し、開会の日3日前までに行う。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

(欠席の届出)

第8条 委員会に出席することができないときは、開会前に、委員長にあらかじめその旨を届け出なければならない。

(関係者の出席と説明の聴取)

第9条 委員会が必要と認めるときは、兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連

合」という。)の長又は関係職員の出席を求め、その説明を聴取することができる。

(会議録の調製)

第10条 委員長は、書記長をして会議録を調製し、会議のてん末及び出席委員の氏名を記載させなければならない。

(委員長の担当事務)

第11条 委員長の担任する事務は、おおむね次に掲げるところによる。

- (1) 委員会に議案を提出し、その議決を執行すること。
- (2) 公印及び書類の保管に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会の庶務に関すること。

(委員長の専決)

第12条 委員会の権限に属する事件で軽易なものは、委員長において専決処分することができる。

(職員)

第13条 委員会に書記長及び書記を置く。

- 2 書記長は、広域連合事務局長をもって充てる。
- 3 書記は、広域連合事務局総務課職員をもって充てる。

(公印)

第14条 委員会の公印の名称、書体、寸法、ひな型及び公印管守者は、別表のとおりとする。

(準用)

第15条 委員会の事務処理については、この規程に定めるもののほか、広域連合事務局の例による。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第14条関係）

公印の名称	書体	寸法 (ミリメートル)	ひな型	公印管守者
兵庫県後期高齢者医療広域連合 選挙管理委員会之印	れい書体	方 24	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 兵庫県後期高 齢者医療広域 連合選挙管理 委員会之印 </div>	書記長
兵庫県後期高齢者医療広域連合 選挙管理委員会委員長之印	れい書体	方 24	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 兵庫県後期 高齢者医療 広域連合選挙 管理委員会 委員長之印 </div>	書記長